

# 国立大学法人東京農工大学大学評価実施規程

平成16年4月7日  
16 教 規程第10号

## (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学学則第12条第3項に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するため、本学の教育研究活動等の状況に関して行う自己点検・評価、外部評価及び第三者評価について、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるものをいう。

- 一 「自己点検・評価」とは、本学が教育研究活動等について自ら行う点検・評価をいう。
- 二 「外部評価」とは、本学の依頼に基づき、本学職員以外の評価実施者が、本学の教育研究活動等について行う評価をいう。
- 三 「第三者評価」とは、第三者機関(国立大学法人評価委員会、大学評価・学位授与機構及びその他の認証評価機関等)が、専門的・客観的な立場から、本学の教育研究活動等について行う評価をいう。
- 四 「大学評価」とは、前各号を総称していう。

## (対象)

第3条 本学における大学評価は、次の各号に掲げる事項を対象とする。

- 一 教育研究に関すること。
- 二 社会との連携に関すること。
- 三 国際交流に関すること。
- 四 業務運営に関すること。
- 五 評価結果の検証及び改善に関すること。
- 六 その他本学の諸活動に関すること。

## (実施等)

第4条 大学評価は、組織運営規則第21条第2項で定める全学計画評価委員会(以下「委員会」という。)が行うものとする。

- 2 大学評価は、定期的実施するものとし、実施時期については、委員会の議を経て学長がこれを定める。
- 3 委員会は、組織運営規則第2条第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項に定める組織及び施設(以下「組織等」という。)に対して、情報提供及び協力を求めることができる。

4 組織等は、必要に応じて自己点検・評価及び外部評価を行うことができる。

(結果の報告等)

第5条 組織等が前条第4項の評価を実施したときは、委員会に評価結果を報告するものとする。

2 委員会は、前項の結果も含む評価結果を学長に報告するとともに、改善の必要があると認めたときは、改善策を策定し学長に報告するものとする。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、速やかに改善措置を講じるものとする。

(結果の公表)

第6条 学長は、前条第1項の報告を受けたときは、広く周知を図ることができる方法により、その結果を公表するものとする。

(事務)

第7条 大学評価に関する事務は、計画評価チームにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、大学評価に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(20規程第46号)

この規程は、平成20年7月7日から施行し、平成20年4月1日から適用する。